

第5章

介護保険制度に基づく 保険給付の見込みと保険料

- 1 介護保険制度改正の主な内容について
- 2 介護保険サービスの利用の見込み
- 3 介護保険事業費の見込み
- 4 第8期の介護保険料
- 5 2025年の介護保険サービスと保険料の見込み

1 介護保険制度改正の主な内容について

●令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月に施行されます。

●この改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市の包括的な支援体制の構築の支援や地域の特性に応じた認知症施策等の強化が行われます。主な事項は次の(1)のとおりです。

●また、第7期計画開始時に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2つの視点から取組を推進していますが、「介護保険制度の持続可能性の確保」について、次の(2)の改正が行われています。

(1) 地域共生社会の実現に向けて

- ア 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市の包括的な支援体制の構築の支援
- イ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ウ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- エ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

- ア 高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げ
介護保険サービスの自己負担上限額について、医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせて変更します。

区分		区分	
収入要件	上限額	収入要件	上限額
現役並所得相当 (年収約 383 万円以上)	44,400 円	年収約 1,160 万円以上	140,100 円
一般	44,400 円	年収約 770～1,160 万円未満	93,000 円
市民税世帯非課税等	24,600 円	年収約 383～770 万円未満	44,400 円
年金 80 万円以下等	15,000 円	一般	44,400 円
生活保護受給者等	15,000 円	市民税世帯非課税等	24,600 円
		年金 80 万円以下等	15,000 円
		生活保護受給者等	15,000 円

イ 負担限度額認定

(ア) 資産要件の基準額の見直し

施設入所者に対する食費・居住費の負担軽減について、負担の公平性の観点から、所得段階間の均衡を図るための見直しが行われます。

区分	預貯金等		区分	預貯金等
第1段階 ※生活保護受給者等	-	➡	第1段階 ※生活保護受給者等	-
第2段階 ※年金収入等80万円以下	1,000万円以下		第2段階 ※年金収入等80万円以下	650万円以下
第3段階 ※年金収入等80万円超	1,000万円以下		第3段階① ※年金収入等80万円超120万円以下	550万円以下
			第3段階② ※年金収入等120万円超	500万円以下

(イ) 施設及びショートステイでの食費の自己負担額の見直し

食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等を図るため、負担能力に配慮しながら、本人の負担限度額への上乗せを行います。

区分	変更前	変更後	
		施設	ショートステイ
第1段階	日額300円	日額300円	日額300円
第2段階	日額390円	日額390円	日額600円
第3段階①	日額650円	日額650円	日額1,000円
第3段階②	日額650円	日額1,360円	日額1,300円

ウ 認定期間の延長

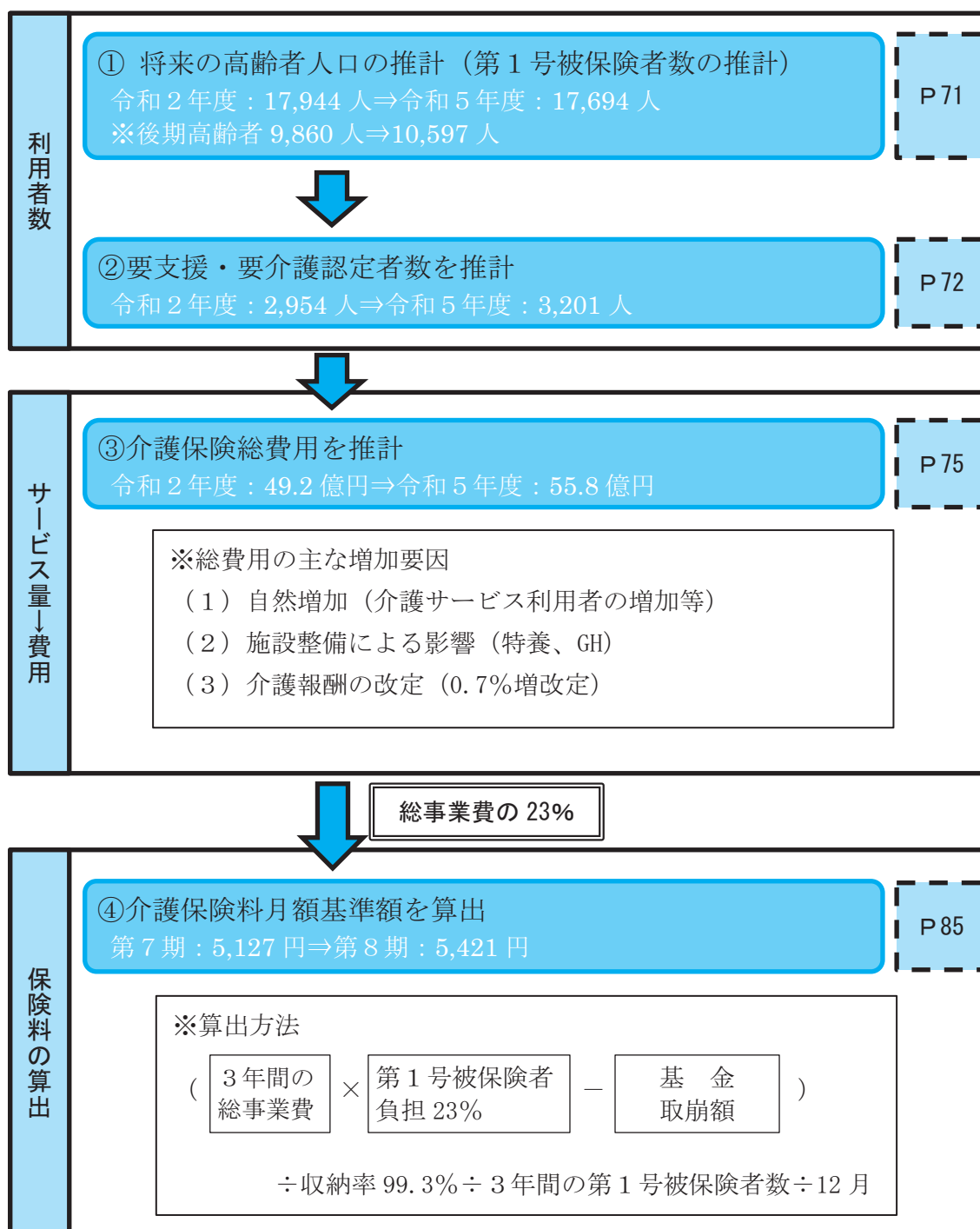
要介護認定の更新認定について、現行の有効期間上限である36箇月から、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された場合は、上限を48箇月に延長することが可能となります。

2 介護保険サービスの利用の見込み

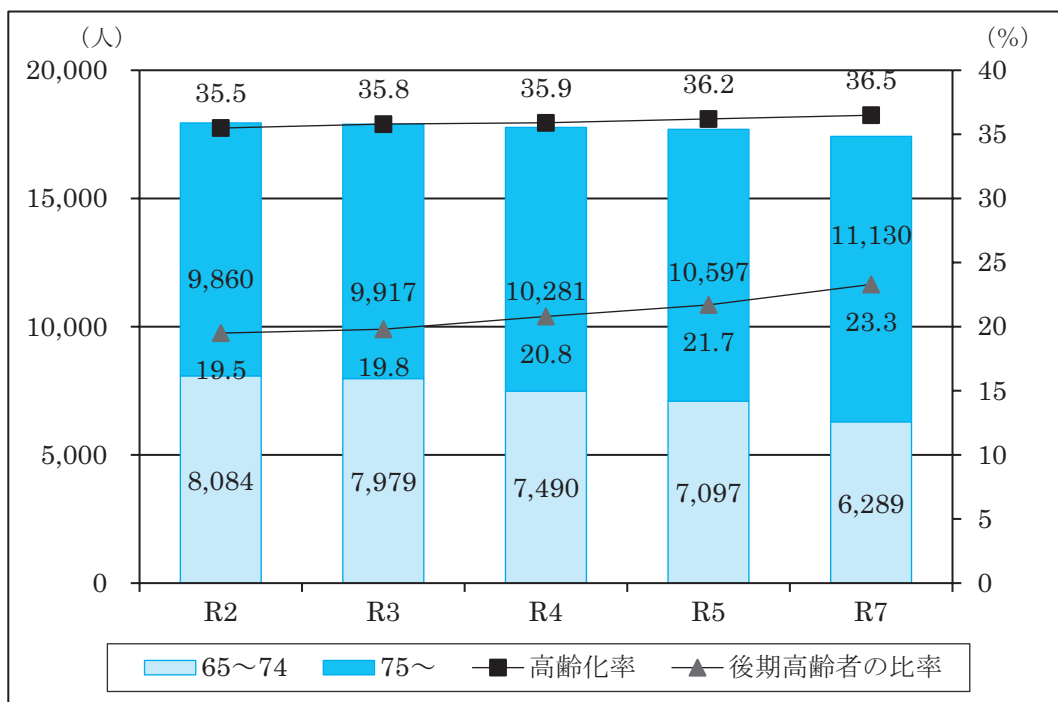
(1) 介護保険サービス見込量に基づく介護保険料算定の流れ

- 本計画では、国・県が示した方針に基づき、第7期計画期間中の給付実績や計画策定における市民ニーズ調査等を踏まえ、国の推計手順に従い、介護保険サービスの事業量を算出します。
- また、介護保険サービス見込量から、本計画中の介護保険料を算定しますが、算定の流れは以下のとおりとなります。

【介護保険料算定の流れ】



(2) 高齢者人口の見込み



(単位：人)

区分/年度	R2	R3	R4	R5	R7
総人口	50,542	50,030	49,494	48,936	47,765
65以上	17,944	17,896	17,771	17,694	17,419
(高齢化率)	35.5%	35.8%	35.9%	36.2%	36.5%
65~74	8,084	7,979	7,490	7,097	6,289
	16.0%	15.9%	15.1%	14.5%	13.2%
75~	9,860	9,917	10,281	10,597	11,130
	19.5%	19.8%	20.8%	21.7%	23.3%

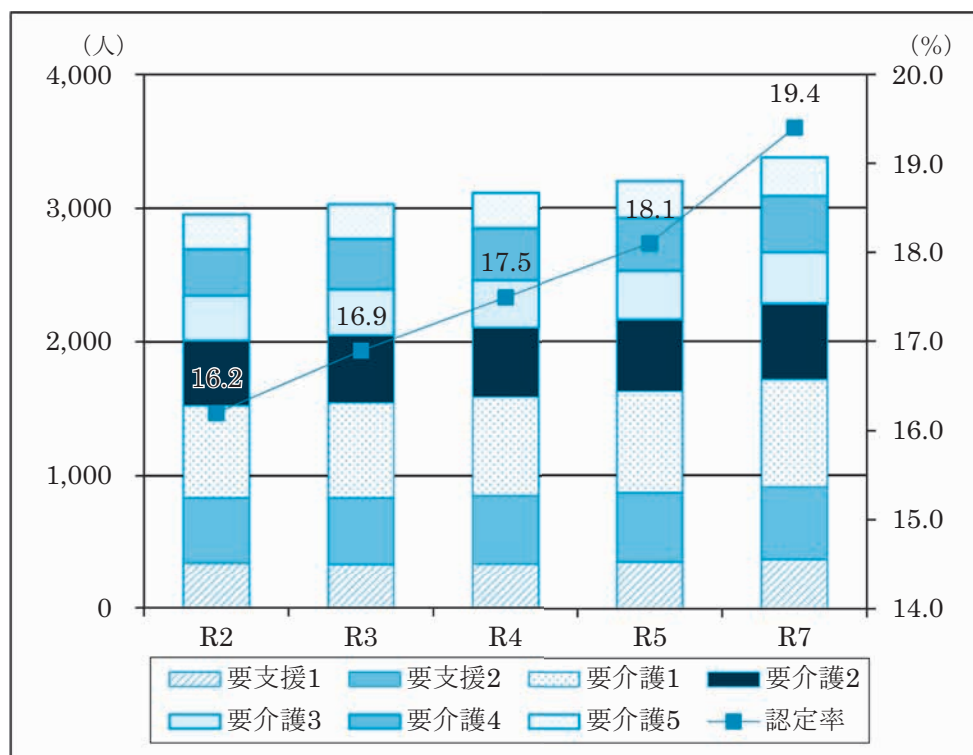
(3) 要介護（要支援）認定者数の推計

●要介護認定者数の将来推計については、令和2年度の要介護（要支援）認定者の性別・年齢別の発生率と前1年間の認定者の伸び率を基に、令和7年度までの要介護（要支援）認定者の推計を行っています。

●本計画の最終年度となる令和5年度には3,201人、令和7年度には3,377人に増加することが予測されます。

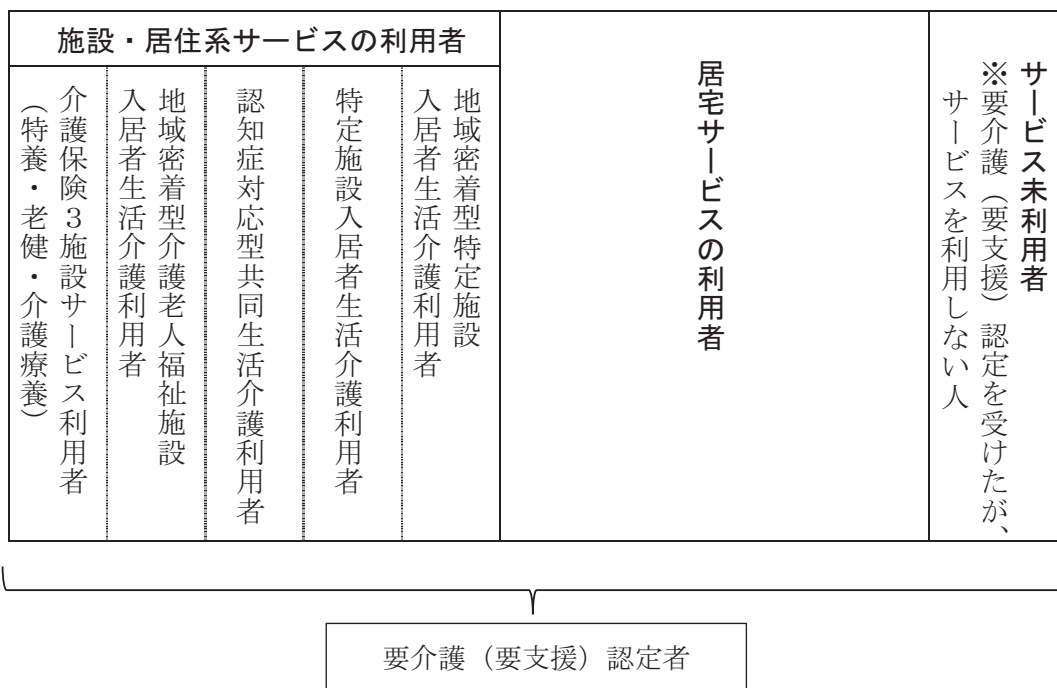
(単位：人)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
要支援1	325	309	346	335	341	349	370
要支援2	459	482	488	499	510	521	545
小計	784	791	834	834	851	870	915
要介護1	669	684	689	710	735	756	800
要介護2	405	469	485	505	520	535	565
要介護3	350	360	334	345	355	365	384
要介護4	354	349	353	379	390	400	424
要介護5	254	250	259	258	267	275	289
小計	2,032	2,112	2,120	2,197	2,267	2,331	2,462
合計	2,816	2,903	2,954	3,031	3,118	3,201	3,377



(4) サービス利用者数の推計

●介護サービス見込み量の推計の考え方は、入所型の「施設・居住系サービス」と、在宅を基本とした「居宅サービス」に分けて整理されます。



ア 施設・居住系サービス量（利用者数）の推計

●施設・居住系サービス量（利用者数）の推計に当たっては、施設整備が行われな
ない限り入居者数が大きく変化しないため、令和2年度のサービス別利用者見込数を
推計人数の基本とします。

●また、第8期中に施設整備が行われるサービスや、利用者の増加が見込まれるサ
ービスについて、利用者数の増加を見込むこととしています。

（単位：人）

区分/年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
施設	介護老人福祉施設	255	260	264	267	267	267	267
	介護老人保健施設	126	122	137	133	133	133	133
	介護医療院	8	12	43	45	47	47	47
	介護療養型医療施設	33	36	11	13	13	13	
居住系	地域密着型介護老人福祉施設	37	22	45	78	93	107	107
	認知症対応型共同生活介護	71	75	84	91	100	100	100
	特定施設入居者生活介護	74	74	76	79	80	82	89
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合計		604	601	660	706	733	749	743

イ 居宅サービスの利用対象者数の推計

●要介護（要支援）認定者数の見込みから、施設・居住系サービス利用者数を差し引いた人数が、居宅サービスの利用対象者となります。

(単位：人)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
要支援1	321	304	342	331	337	345	366
要支援2	457	479	485	495	506	517	540
小計	778	783	827	826	843	862	906
要介護1	605	610	607	634	657	677	721
要介護2	338	397	395	416	427	441	470
要介護3	228	249	209	206	211	218	237
要介護4	158	164	154	155	158	162	191
要介護5	105	99	102	88	89	92	109
小計	1,434	1,519	1,467	1,499	1,542	1,590	1,728
合計	2,212	2,302	2,294	2,325	2,385	2,452	2,634

ウ 居宅サービスの受給者の推計

●上記イのうち、実際にサービスを利用する人数（受給者数）は、認定者数の増加に伴って増加していく傾向にあり、第8期計画期間においても、認定者数の増加に伴う利用者の増加が見込まれます。

●ただし、施設・居住系サービスの整備が行われる年度については、整備量に応じて居宅サービス利用対象者が減少するものとして推計しており、それに合わせて居宅サービスの受給者数の減少を見込みます。

(単位：人)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
要支援1	115	109	122	118	121	124	131
要支援2	243	255	258	263	269	275	287
小計	358	364	380	381	390	399	418
要介護1	505	509	506	529	548	565	601
要介護2	299	352	350	369	378	391	416
要介護3	155	169	142	140	143	148	161
要介護4	82	85	80	81	82	84	100
要介護5	42	39	40	35	35	37	43
小計	1,083	1,154	1,118	1,154	1,186	1,225	1,321
合計	1,441	1,518	1,498	1,535	1,576	1,624	1,739

3 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービスの総給付費の見込み

●第7期計画期間中の給付実績等に基づき、サービス別の利用者数や利用見込回数を推計し、1回当たりの給付費見込みを乗じて推計しています。

ア 介護給付費（要介護1～5）の見込み

●居宅サービス (単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
訪問介護							
給付費	238,531	231,890	250,304	247,225	254,020	260,678	293,875
回数	8,001.2	7,734.3	8,048.3	7,909.4	8,123.7	8,338.0	9,411.5
人数	345	349	347	348	358	368	406
訪問入浴介護							
給付費	7,166	5,295	12,178	9,310	10,282	10,894	10,282
回数	53	37	85	65.9	72.6	76.8	72.6
人数	11	9	19	18	20	21	20
訪問看護							
給付費	44,364	44,587	55,838	57,184	59,522	61,572	63,062
回数	842.1	766.7	973.3	994.4	1,035.3	1,069.2	1,098.9
人数	98	99	113	122	127	131	135
訪問リハビリテーション							
給付費	7,395	9,919	14,702	17,761	19,114	19,825	21,167
回数	220.8	294.8	432.0	517.7	557.4	578.4	617.5
人数	21	30	40	52	56	58	62
居宅療養管理指導							
給付費	12,462	13,370	12,805	13,443	13,973	14,525	14,812
人数	167	167	169	177	184	191	195
通所介護							
給付費	629,755	686,827	691,995	722,092	742,390	766,590	831,427
回数	7,075	7,602	7,526	7,849.1	8,074.6	8,335.9	9,008.4
人数	581	617	611	633	652	673	725
通所リハビリテーション							
給付費	141,123	141,059	118,063	137,251	141,782	146,128	150,162
回数	1,403.1	1,411.2	1,135.8	1,285.3	1,327.0	1,369.9	1,412.1
人数	144	150	132	151	156	161	166

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
短期入所生活介護							
給付費	225,074	209,014	200,750	174,058	182,275	189,709	189,709
回数	2,351.8	2,196.3	2,071.7	1,803.5	1,886.2	1,964.0	1,964.0
人数	167	157	134	111	116	121	121
短期入所療養介護（老健）							
給付費	3,259	4,569	1,297	2,153	2,154	2,154	2,154
回数	29.3	37.0	11.1	17.6	17.6	17.6	17.6
人数	4	5	2	2	2	2	2
短期入所療養介護（病院等）							
給付費	3,703	5,116	6,693	5,380	5,383	7,178	5,383
回数	35.3	45.6	59.7	47.7	47.7	63.6	47.7
人数	6	5	3	3	3	4	3
短期入所療養介護（介護医療院）							
給付費	33	1,031	281	0	0	0	0
回数	0.3	8.8	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0
人数	0	1	1	0	0	0	0
福祉用具貸与							
給付費	81,976	90,470	99,588	107,483	111,810	115,764	119,525
人数	605	645	670	716	743	768	800
特定福祉用具購入費							
給付費	2,429	4,151	3,337	3,417	3,417	3,417	4,014
人数	8	13	11	11	11	11	13
住宅改修費							
給付費	8,326	10,124	9,863	7,432	7,432	7,432	7,432
人数	8	10	9	7	7	7	7
特定施設入居者生活介護							
給付費	137,533	141,430	147,403	152,198	154,437	158,518	171,973
人数	68	67	69	71	72	74	80
居宅介護支援							
給付費	182,052	189,627	191,236	204,765	213,083	220,930	227,511
人数	1,100	1,131	1,131	1,201	1,248	1,293	1,336
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
A	1,725,181	1,788,480	1,816,333	1,861,152	1,921,074	1,985,314	2,112,488

●地域密着型サービス (単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護							
給付費	36,782	26,199	21,853	27,709	27,724	27,724	28,991
回数	297.6	204.3	172.1	220.0	220.0	220.0	230.6
人数	23	16	13	18	18	18	19
小規模多機能型居宅介護							
給付費	278,908	281,802	301,095	319,243	335,825	335,825	352,381
人数	118	116	124	128	134	134	142
認知症対応型共同生活介護							
給付費	218,800	226,542	255,148	278,785	306,708	306,708	306,708
人数	71	75	84	91	100	100	100
地域密着型特定施設入居者生活介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
給付費	109,344	64,633	139,472	242,682	291,348	336,396	336,396
人数	37	22	45	78	93	107	107
看護小規模多機能型居宅介護							
給付費	0	0	0	37,255	75,433	75,433	75,433
人数	0	0	0	12	25	25	25
地域密着型通所介護							
給付費	193,629	229,661	250,897	278,690	284,572	295,730	308,736
回数	1,962.6	2,227.2	2,365.2	2,576.6	2,630.4	2,731.5	2,855.6
人数	173	184	176	182	186	193	202
給付費 (小計) ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
B	837,463	828,837	968,465	1,184,364	1,321,610	1,377,816	1,408,645

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

●施設サービス

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
介護老人福祉施設							
給付費	795,698	830,148	848,418	864,350	864,830	864,830	864,830
人数	255	260	264	267	267	267	267
介護老人保健施設							
給付費	392,220	386,340	450,997	434,798	435,039	435,039	435,039
人数	126	122	137	133	133	133	133
介護医療院							
給付費	42,007	53,521	165,771	178,678	185,379	185,379	185,379
人数	8	12	43	45	47	47	47
介護療養型医療施設							
給付費	123,833	130,788	34,411	41,406	41,429	41,429	
人数	33	36	11	13	13	13	
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
C	1,353,757	1,400,797	1,499,597	1,519,232	1,526,677	1,526,677	1,485,248

イ 介護予防給付費（要支援1・2）の見込み

●介護予防サービス (単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
介護予防訪問入浴介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護							
給付費	6,394	6,436	7,986	7,256	7,583	7,803	8,127
回数	169.6	148.6	189.4	168.3	176.6	180.0	188.3
人数	22	23	26	25	26	27	28
介護予防訪問リハビリテーション							
給付費	3,709	4,191	5,196	5,953	6,351	6,582	6,582
回数	116.3	125.9	150.0	170.8	182.0	188.8	188.8
人数	10	11	16	18	19	20	20
介護予防居宅療養管理指導							
給付費	795	637	618	676	677	735	735
人数	12	12	11	12	12	13	13
介護予防通所リハビリテーション							
給付費	23,825	25,582	26,216	26,868	27,374	27,865	29,113
人数	61	64	62	63	64	65	68
介護予防短期入所生活介護							
給付費	5,630	3,893	1,688	970	971	971	971
回数	75.4	52.3	22.2	12.2	12.2	12.2	12.2
人数	13	10	5	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護（老健）							
給付費	177	85	0	0	0	0	0
回数	1.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数	0	0	1	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
介護予防福祉用具貸与							
給付費	17,960	18,753	20,939	21,752	22,202	22,652	23,674
人数	250	269	284	294	300	306	320
特定介護予防福祉用具購入費							
給付費	1,463	1,483	2,512	2,991	3,213	3,213	3,213
人数	6	5	11	13	14	14	14
介護予防住宅改修費							
給付費	6,913	7,494	10,864	14,850	15,835	16,831	16,831
人数	8	8	11	15	16	17	17
介護予防特定施設入居者生活介護							
給付費	4,925	6,013	6,124	7,235	7,239	7,239	8,313
人数	6	7	7	8	8	8	9
介護予防支援							
給付費	16,753	17,280	17,555	17,931	18,315	18,744	19,654
人数	314	325	330	335	342	350	367
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
D	88,545	91,846	99,699	106,482	109,760	112,635	117,213

●地域密着型介護予防サービス（単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月）

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
介護予防認知症対応型通所介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護							
給付費	6,001	13,159	13,217	15,249	16,234	16,234	16,824
人数	7	16	16	18	19	19	20
介護予防認知症対応型共同生活介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
E	6,001	13,159	13,217	15,249	16,234	16,234	16,824

ウ 総給付費見込額 (A+B+C+D+E)

(単位：千円)

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
在宅サービス	2,186,588	2,283,703	2,349,567	2,486,347	2,608,946	2,683,138	2,831,780
居住系サービス	361,258	373,986	408,675	438,218	468,384	472,465	486,994
施設サービス	1,463,101	1,465,430	1,639,069	1,761,914	1,818,025	1,863,073	1,821,644
合計	4,010,947	4,123,119	4,397,311	4,686,479	4,895,355	5,018,676	5,140,418

(2) その他給付額等の見込み

ア 特定入所者介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、1日の食費・居住費（滞在費）の利用者負担額に上限を設け、上限を超える額について介護保険から施設に支払うことにより、負担軽減を図ります。

イ 高額介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、1割、2割又は3割の利用料が高額になった場合、世帯での月単位の負担に上限を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

ウ 高額医療合算介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、介護利用料と医療費の自己負担が高額になった場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し限度額を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

エ 審査支払手数料

●介護サービス事業者に対する保険給付費の支払いや請求内容の確認業務等の手数料で、山口県国民健康保険団体連合会に支払います。

(単位：千円)

区分/年度	R3	R4	R5	R7
特定入所者介護サービス費等給付額	130,003	121,172	124,407	131,240
高額介護サービス費等給付額	100,698	102,310	105,033	110,808
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,000	10,288	10,562	11,142
審査支払手数料	5,422	5,577	5,726	6,040
合計	246,123	239,347	245,728	259,230

(3) 標準給付費の見込み

●標準給付費とは、「(1) 介護サービスの総給付費の見込み」で算出した総給付費見込額と、「(2) その他給付額等見込み」で算出したその他給付額等見込額で構成されます。

(単位：千円)

区分/年度		R3	R4	R5	合計
総給付費見込額		4,686,479	4,895,355	5,018,676	14,600,510
その他給付額等見込額	特定入所者介護サービス費等給付額	130,003	121,172	124,406	375,581
	高額介護サービス費等給付額	100,698	102,309	105,033	308,040
	高額医療合算介護サービス費等給付額	10,000	10,287	10,561	30,848
	審査支払手数料	5,422	5,577	5,726	16,725
合計		4,932,602	5,134,700	5,264,402	15,331,704

(4) 地域支援事業費の見込み

●地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

●地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進します。

(単位：千円)

区分/年度	R3	R4	R5	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	194,674	201,232	206,744	602,650
うち第1号訪問事業	40,741	42,205	43,434	126,380
うち第1号通所事業	124,419	128,887	132,639	385,945
包括的支援事業・任意事業費	111,083	111,875	112,345	335,303
合計	305,757	313,107	319,089	937,953

■地域支援事業の主なもの

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
訪問型サービス							
件数	2,091	2,075	2,184	2,092	2,167	2,230	2,336
通所型サービス							
件数	4,795	4,630	4,153	4,605	4,771	4,910	5,143
介護予防ケアマネジメント							
件数	3,792	3,549	3,234	3,380	3,482	3,586	3,800
転倒骨折予防教室							
参加者数	300	300	234	300	300	300	300
地域ふれあいサロン活動支援事業							
団体数	86	85	84	104	108	112	114
いきいき百歳体操普及事業							
団体数	17	26	29	48	54	60	70
介護支援ボランティアポイント事業							
サポーター数	206	203	202	210	220	230	230
地域リハビリテーション活動支援事業							
活動回数	22	20	15	25	26	28	30

イ 包括的支援事業・任意事業費

区分/年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R7
介護支援専門員活動支援							
支援延件数	389	409	369	450	450	480	500
総合相談事業							
相談延件数	3,487	3,381	3,297	3,340	3,380	3,420	3,500
認知症初期集中支援推進事業							
チーム対応件数	4	6	1	15	15	18	20
ひかり見守りネット（登録者）							
登録者数	80	81	87	92	94	96	100
ひかり見守りネット（協力事業者）							
協力事業者数	184	184	183	265	265	270	300
地域ケア会議推進事業							
会議開催回数	42	43	32	60	60	65	70
成年後見制度利用支援事業							
相談延件数	98	83	135	100	100	110	110
生活支援体制整備事業							
第2層協議体数	4	4	5	8	8	10	12

(5) 介護保険事業の総費用の見込額（まとめ）

●第1号被保険者の介護保険料算定の基礎となる介護保険事業の総費用見込額は、「(3) 標準給付費の見込み」で算出した標準給付費見込額と、「(4) 地域支援事業費の見込み」で算出した地域支援事業費見込額で構成されます。

(単位：千円)

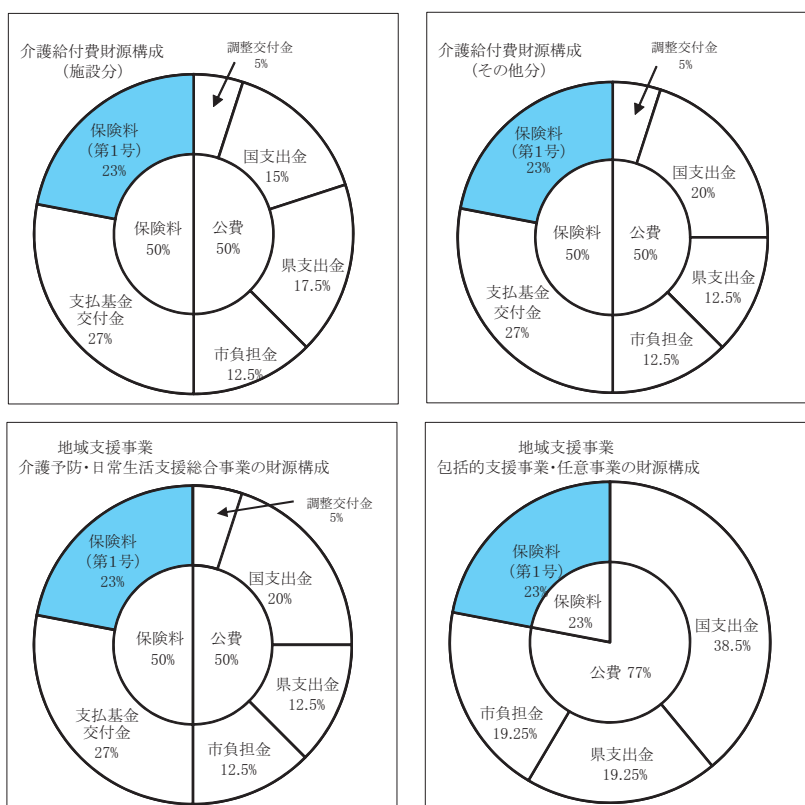
区分/年度	R3	R4	R5	合計
標準給付費見込額	4,932,602	5,134,700	5,264,402	15,331,704
地域支援事業費見込額	305,757	313,107	319,089	937,953
合計	5,238,359	5,447,807	5,583,491	16,269,657

4 第8期の介護保険料

- 介護保険制度は、市民に一番身近な自治体である市町村が保険者となり、介護保険事業を運営します。
- また、介護保険制度は3箇年を中期財政運営期間として定めており、介護保険料についても原則3箇年同額とされています。

(1) 介護保険事業の財源構成

- 保険給付に要する費用に対して、第1号被保険者の負担する割合は、第7期中（平成30～令和2年度）と同様23%となっています。
- その他の財源構成については、国・山口県・光市の公費負担や第2号被保険者保険料（支払基金交付金）として賄われますが、介護保険事業の種類ごとに、それぞれ負担割合が異なります。



(2) 保険料の算定

- 標準給付費見込額と地域支援事業費見込額に、調整交付金による調整等を行って介護保険料収納必要額を算出し、予定介護保険料収納率で補正した上で、第1号被保険者1人当たりの介護保険料基準額を求めます。
- この結果、第8期介護保険料基準額は年額65,050円(月額5,421円)となります。

第8期介護保険料基準額の算出

(単位:千円)

区 分/年 度	R3	R4	R5	合計
標準給付費見込額 (A)	4,932,602	5,134,700	5,264,402	15,331,704
地域支援事業費見込額 (B)	305,757	313,107	319,089	937,953
うち介護予防・日常生活支援総合事業 (C)	194,674	201,232	206,744	602,650
調整交付金見込額(D)【(A+C)×E】	246,622	271,599	278,481	796,702
調整交付金見込交付割合 (E)	4.81%	5.09%	5.09%	/
	交付割合=5%+(23%-23%×F×G)			
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	0.9899	0.9781	0.9781	
2区分	0.9860	0.9749	0.9748	
3区分	0.9938	0.9813	0.9814	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	1.0186	1.0186	1.0186	
財政安定化基金拠出金見込額 (H)	標準給付費の0.0%			0
財政安定化基金償還金 (I)	0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額 (J)	39,105	107,781	153,114	300,000
市町村特別給付費等 (K)	0	0	0	0
保険料収納必要額 (L)	$((A+C) \times 28\% - D + H + I - J + K) + ((B-C) \times 23\%)$			3,442,037
予定介護保険料収納率 (M)				99.3%
弾力化後被保険者数 (N) ※1	17,871人	17,745人	17,669人	53,285人
介護保険料基準額	(年額) ※2			65,050円
	(月額) ※3			5,421円

※1…弾力化(所得段階別加入割合補正)後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

※2…介護保険料基準額(年額)=(L)÷(M)÷(N)×1,000(10円未満切り捨て)

※3…介護保険料基準額(月額)=介護保険料基準額(年額)÷12(小数点以下四捨五入)

(3) 介護給付費準備基金の取崩し

- 介護保険給付費準備基金は、本市の介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩します。
- 計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むに当たっての引き下げ財源とすることとなっています。
- 本市の令和2年度末の基金積立額は約4億3千7百万円を見込んでおり、このうち3億円を第8期の3年間で取崩し、介護保険事業の財源として活用します。

光市介護給付費準備基金の第7期末残高見込み

単位：千円

区分/年度	第7期		
	H30	R元	R2 (見込み※)
積立額	79,336	51,927	59,327
取崩額	1,618	24,397	45,927
年度末保有額	396,158	423,688	437,088

※令和3年3月末現在の残高見込み

(4) 第7期介護保険料との増減比較

●第8期の介護保険料基準額年額 65,050 円（月額 5,421 円）は、第7期の介護保険料基準額年額 61,520 円（月額 5,127 円）と比較して、5.7%増、年額 3,530 円（月額 294 円）の増加となります。

介護保険料増減比較表

第7期保険料基準月額		基金取崩前	5,437 円
		基金取崩後	5,127 円
	①自然増加（介護サービス利用者の増加等） 後期高齢者の増等による要介護・要支援認定者数の増加に伴う給付費の増による負担増		248 円
	②施設整備等による影響（特養、グループホーム） 特別養護老人ホーム（58 床）及びグループホーム（18 床）の整備に伴う給付費の増による負担増		174 円
	③介護報酬の改定（0.7%増額改定） 0.7%の介護報酬改定されたことによる負担増		34 円
第8期保険料基準月額		基金取崩前	5,893 円
		基金取崩後	5,421 円
		第7期比	5.7%増

(5) 第8期介護保険料の所得段階設定

- 第8期介護保険料の所得段階は、第7期と同じく11段階とし、所得水準に応じたきめ細やかな保険料を設定しています。
- 第7期に引き続き、消費税を財源とした公費の導入により、第1～3段階の保険料率を引き下げ、保険料を軽減しています。(次ページ参照)

所得段階の区分		年額 (月額※)	
		第8期	(参考) 第7期
第1段階 (基準額×0.5)	●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者 ●生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	32,520円 (2,710円)	30,760円 (2,564円)
第2段階 (基準額×0.7)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下のもの	45,530円 (3,795円)	43,060円 (3,589円)
第3段階 (基準額×0.75)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超えるもの	48,780円 (3,845円)	46,140円 (3,845円)
第4段階 (基準額×0.875)	●本人が住民税非課税者(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	56,910円 (4,743円)	53,830円 (4,486円)
第5段階 (基準額)	●本人が住民税非課税者(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階対象者以外のもの	65,050円 (5,421円)	61,520円 (5,127円)
第6段階 (基準額×1.125)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの	73,180円 (6,099円)	69,210円 (5,768円)
第7段階 (基準額×1.25)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの	81,310円 (6,776円)	76,900円 (6,409円)
第8段階 (基準額×1.5)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満のもの	97,570円 (8,131円)	92,280円 (7,690円)
第9段階 (基準額×1.55)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が290万円以上400万円未満のもの	100,820円 (8,402円)	95,350円 (7,946円)
第10段階 (基準額×1.825)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上700万円未満のもの	118,710円 (9,893円)	112,270円 (9,356円)
第11段階 (基準額×2.1)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が700万円以上のもの	136,600円 (11,384円)	129,190円 (10,766円)

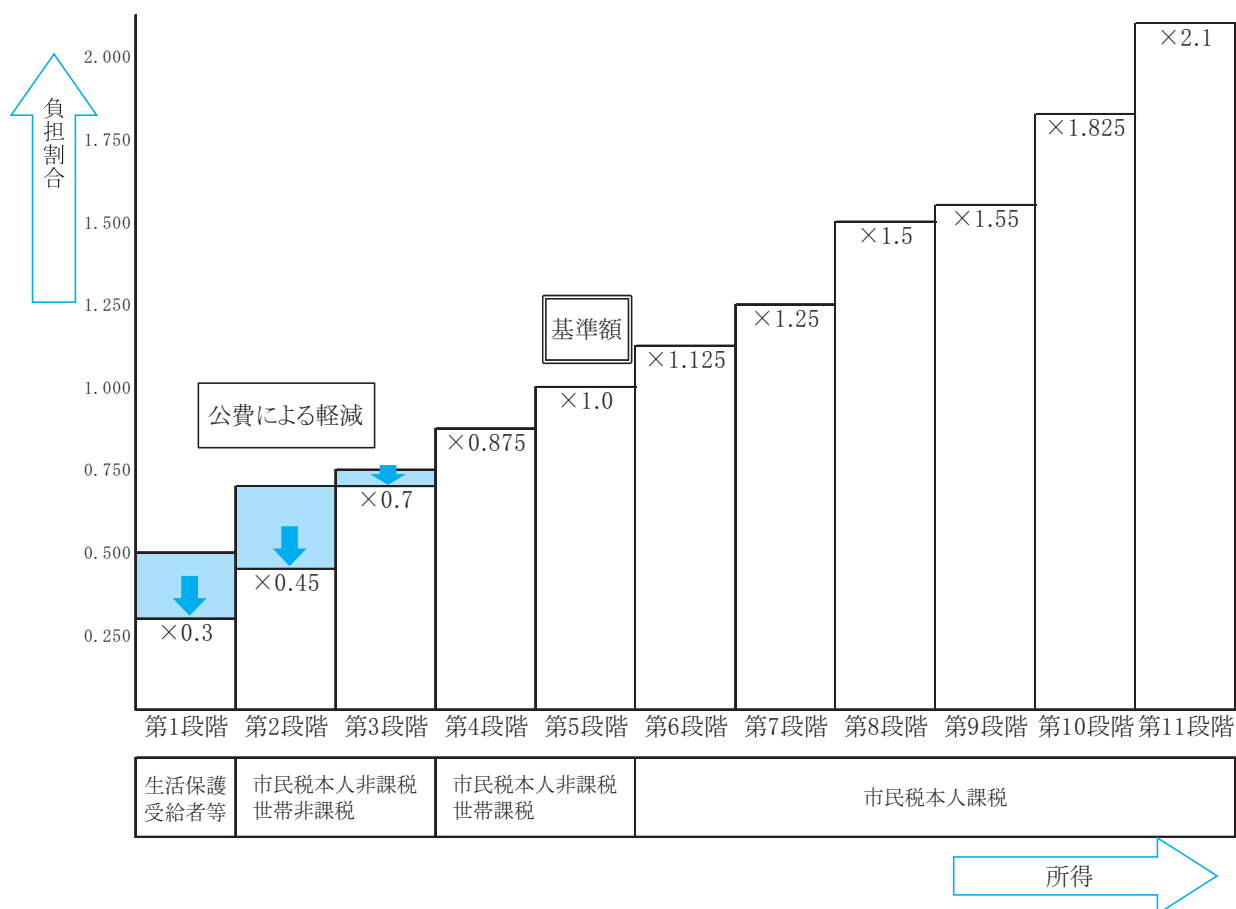
※合計所得金額：収入から公的年金控除などを差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※月額は参考値(小数点以下切り上げ)

【低所得者への軽減強化】

●低所得者の保険料軽減を行うため、令和元年10月からの消費税10%の引き上げに伴い、第1～3段階の保険料率について、以下のとおり軽減しています。

保険料段階区分	軽減後		軽減前	
	基準額×	金額	基準額×	金額
第1段階	0.3	19,510円 (1,626円)	0.5	32,520円 (2,710円)
第2段階	0.45	29,270円 (2,440円)	0.7	45,530円 (3,795円)
第3段階	0.7	45,530円 (3,795円)	0.75	48,780円 (4,065円)



5 2025年の介護保険サービスと保険料の見込み

- 団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を見据え、中長期的な視点で地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な取組を進めていく必要があります。
- このため本項では、第8期中のサービス種類や介護報酬等を前提条件として、2025年における介護保険サービスと保険料の予測を立てています。

【2025年における高齢者人口等の予測】

区分/年度	第7期 (令和2年)	第8期 (令和5年)	伸率 (%)	2025年 【第9期】 (令和7年)
総人口	50,542人	48,936人	▲ 3.2	47,765人
第1号被保険者数	17,944人	17,694人	▲ 1.4	17,419人
65～74歳	8,084人	7,097人	▲ 12.2	6,289人
75歳以上	9,860人	10,597人	7.5	11,130人
要支援・要介護認定者数	2,954人	3,201人	8.4	3,377人
認定率	16.2%	18.1%	-	19.4%
介護保険給付費	42.8億円	48.9億円	14.2	50.1億円
保険料(基準月額)	5,127円	5,421円	5.7	6,300円程度

推計

※介護保険給付費には補足給付、高額介護サービス費、地域支援事業費等は含んでいません。

